

東大阪福障認第343号

令和5年5月8日

障害福祉サービス事業所 様  
地域生活支援事業 登録事業者 様

東大阪市福祉部障害者支援室  
障害福祉認定給付課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室・障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）（以下「位置づけ変更後の臨時的な取扱い国事務連絡」という。）に伴い、本市の取扱いは、下記のとおりとなりますので、確認のうえご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本取扱い等は、現時点での国等の通知を踏まえ実施するものです。

#### 記

1 「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について」（令和2年4月8日付け東大阪福障認第125号）の取扱いについて

臨時的な対応等の取扱いについて、取扱い内容を変更し、適用期間を以下のとおりといたします。

(1) 生活介護等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター、日中一時支援）の臨時的な取扱いについて

（適用期間）

**令和2年4月8日から令和5年5月31日まで**

① 位置づけ変更後の臨時的な取扱い国事務連絡の別紙 連番3

（取扱い内容変更後の適用期間）

**令和5年6月1日から一定の要件のもと当面の間継続**

(一定の要件と変更後の取扱い内容)

事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居室への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能

※一定の要件

- ・事業所内で感染者が発生している場合
- ・感染拡大地域で感染を未然に防ぐために休業する場合
- ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

(事前連絡と記録について)

本内容を実施する際は、障害福祉認定給付課へ事前連絡し、事業所作成の日誌等（毎日記録するもの）に「事前連絡日時、連絡者氏名、利用者氏名、障害福祉認定給付課職員名」を記録した上で、サービス提供実績記録票の備考欄に「在宅支援」と記入し、国保連合会へ電子請求を行ってください。日誌等は、実地指導等にて確認させていただくことになります。

届出（様式コ1）及び報告書（様式コ2）は、廃止となります。

- (2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における臨時的な取扱いについて

(適用期間)

令和2年4月8日から令和5年5月31日まで

- (3) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の臨時的な取扱いについて

①就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）については、すでに終了済み

②就労定着支援

(適用期間)

令和2年3月23日より令和5年5月31日まで

- (4) 移動支援事業の臨時的な取扱いについて

(適用期間)

令和2年3月23日から令和5年5月31日まで

2 「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について（第2報）」（令和2年4月20日付け東大阪福障認第277号）の取扱いについて

臨時的な対応等の取扱いについて、取扱い内容を変更し、適用期間を以下のとおりといたします。

(1) グループホーム、障害者支援施設の臨時的な取扱いについて  
(適用期間)

令和2年4月9日から令和5年5月31日まで

① 位置づけ変更後の臨時的な取扱い国事務連絡の別紙 連番3

(取扱い内容変更後の適用期間)

令和5年6月1日から一定の要件のもと当面の間継続

(一定の要件と変更後の取扱い内容)

事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能

※一定の要件

- ・事業所内で感染者が発生している場合
- ・感染拡大地域で感染を未然に防ぐために休業する場合
- ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

(事前連絡と記録について)

本内容を実施する際は、障害福祉認定給付課へ事前連絡し、事業所作成の日誌等（毎日記録するもの）に「事前連絡日時、連絡者氏名、利用者氏名、障害福祉認定給付課職員名」を記録した上で、サービス提供実績記録票の備考欄に「在宅支援」と記入し、国保連合会へ電子請求を行ってください。日誌等は、実地指導等にて確認させていただくことになります。

届出（様式コ3）及び報告書（様式コ4）は、廃止となります。

② 位置づけ変更後の臨時的な取扱い国事務連絡の別紙 連番21

(取扱い内容変更後の適用期間)

令和5年6月1日から一定の要件のもと当面の間継続

(一定の要件と変更後の取扱い内容)

グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が、当該事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能

※一定の要件

- ・ 通所事業所内で感染者が発生している場合
- ・ 感染拡大地域で感染を未然に防ぐために休業する場合
- ・ 施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

(事前連絡と記録について)

本内容を実施する際は、障害福祉認定給付課へ事前連絡し、事業所作成の日報等（毎日記録するもの）に「事前連絡日時、連絡者氏名、利用者氏名、障害福祉認定給付課職員名」を記録した上で、サービス提供実績記録票の備考欄に「GH内支援」と記入し、国保連合会へ電子請求を行ってください。日報等は、実地指導等にて確認させていただくことになります。

③ 位置づけ変更後の臨時的な取扱い国事務連絡の別紙 連番22

(取扱い内容変更後の適用期間)

**令和5年6月1日から一定の要件のもと当面の間継続**

(一定の要件と変更後の取扱い内容)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能
--

※一定の要件

- ・ 自宅への訪問による必要な支援を実施する場合

(事前連絡と記録について)

本内容を実施する際は、障害福祉認定給付課へ事前連絡し、事業所作成の日報等（毎日記録するもの）に「事前連絡日時、連絡者氏名、利用者氏名、障害福祉認定給付課職員名」を記録した上で、サービス提供実績記録票の備考欄に「在宅支援」と記入し、国保連合会へ電子請求を行ってください。日報等は、実地指導等にて確認させていただくことになります。

- 3 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者への相談支援の実施等について（第2報）」（令和2年5月8日付け東大阪福障認第468号）の取扱いについて臨時的な対応等の取扱いについて、適用期間を以下のとおりといたします。

(適用期間)

令和2年2月25日から**令和5年5月31日まで**

4 その他

- ・ 本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、他市の担当部署へご確認ください。
- ・ 本取扱いは、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施

等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意してください。

(参考)

- ・「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について」(令和2年4月8日付け東大阪福障認第125号)
- ・緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について(第2報)(令和2年4月20日付け東大阪福障認第277号)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者への相談支援の実施等について(第2報)(令和2年5月8日付け東大阪福障認第468号)
- ・緊急事態宣言が解除された場合に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応等の取扱いについて(令和2年5月21日付け東大阪福障認第608号)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について(令和5年4月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室・障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

(問い合わせ先)

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

障害福祉認定給付課

電話：06-4309-3184(直通)

FAX：06-4309-3813